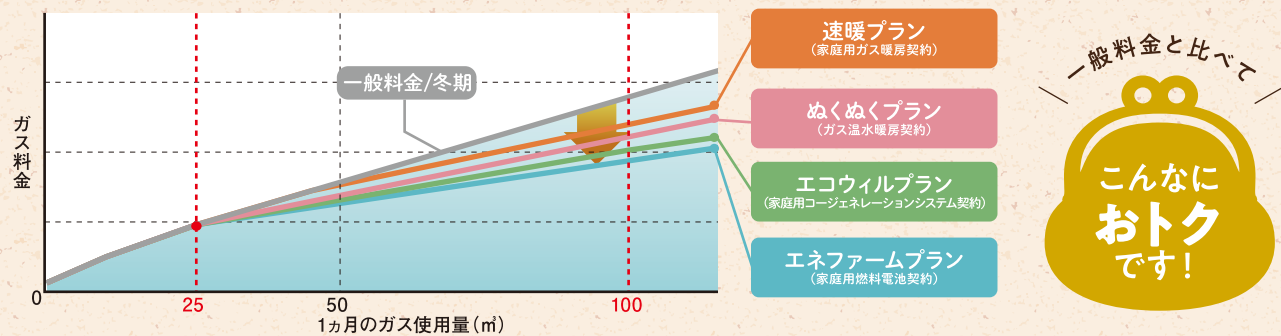


料金イメージ図(1月~3月)



一般料金と比べて
こんなに
おトク
です!

各料金表

エネファーム
ネプラン (家庭用燃料電池契約)

	1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)
料金表 A	0mから10mまで	927.30円	271.49円
料金表 B	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円
料金表 C	26mをこえる場合	4,745.40円	93.15円

エコウィル
プラン (家庭用コージェネレーションシステム契約)

	1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)
料金表 A	0mから10mまで	927.30円	271.49円
料金表 B	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円
料金表 C	26mをこえ100mまで	4,348.30円	109.04円
料金表 D	101mをこえる場合	5,936.70円	93.15円

ぬくぬく
プラン (ガス温水暖房契約) **ぬくぬくプランは、冬期(12月~4月)になるとさらにおトクになります!**

その他期(3月~11月)			冬期(12月~4月)				
	1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)		1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)
料金表 A	0mから10mまで	927.30円	271.49円	料金表 D	0mから10mまで	927.30円	271.49円
料金表 B	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円	料金表 E	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円
料金表 C	26mをこえる場合	3,809.30円	130.60円	料金表 F	26mをこえ100mまで	3,809.30円	130.60円
				料金表 G	101mをこえる場合	4,868.60円	120.01円

速暖
プラン (家庭用ガス暖房契約) **速暖プランは、冬期(12月~4月)がおトクになります!**

その他期(3月~11月)			冬期(12月~4月)				
	1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)		1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)
料金表 A	0mから10mまで	927.30円	271.49円	料金表 E	0mから10mまで	927.30円	271.49円
料金表 B	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円	料金表 F	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円
料金表 C	26mをこえ100mまで	1,640.10円	217.37円	料金表 G	26mをこえ45mまで	2,465.10円	184.37円
料金表 D	101mをこえる場合	2,982.10円	203.95円	料金表 H	46mをこえる場合	4,796.05円	132.57円

● **一般料金** (一般ガス料金供給約款) **一般料金は、冬期(1月~3月)がおトクになります!**

その他期(4月~12月)			冬期(1月~3月)				
	1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)		1か月のご使用量	基本料金 (1か月あたり)	基準単位料金 (1mあたり)
料金表 A	0mから10mまで	927.30円	271.49円	料金表 E	0mから10mまで	927.30円	271.49円
料金表 B	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円	料金表 F	11mをこえ25mまで	1,354.10円	228.81円
料金表 C	26mをこえ100mまで	1,640.10円	217.37円	料金表 G	26mをこえ100mまで	2,355.10円	188.77円
料金表 D	101mをこえる場合	2,982.10円	203.95円	料金表 H	101mをこえる場合	3,697.10円	175.35円

ガス料金の計算方法 **ガス料金** = 基本料金 + 単位料金 × ご使用量

※記載の単位料金は、2020年11月実施の基準単位料金です。実際に適用する単位料金は基準単位料金をもとに原料費調整により毎月調整されます。※1円未満の端数は合計時に切り捨てます。※各料金には消費税等相当額を含みます。

ご家庭すべての
ガス料金が
おトク
になります!

ご存知
ですか?

4つの おトクなガス料金

メニュー

「おトクがいっぱい」

おトクなガス料金プランのご契約には、お申し込みが必要です。

料金プランについては「ガス使用量のお知らせ」(検針票)をご確認ください。

岡山ガス ガス料金 検索

【お問い合わせは】

岡山ガス

本社 ☎(086)272-3111
倉敷営業所 ☎(086)422-2750
赤磐営業所 ☎(086)955-0229

わたしの家にピッタリな料金プランはどれかな？



エネファーム※1を使っている

エファーム ネプラン

がおトク！

【家庭用燃料電池契約】

■おトク度(一般料金との比較)

一般料金	約7,200円/月
エネファームプラン	約7,200円/月 おトク!

34% OFF!

※100㎡/月使用の場合

■料金プランおトク期間

1年中おトク!

1月 12月

■対象機器

家庭用燃料電池エネファーム



【適用条件】

- ・専用住宅※5でエネファームを使用されているお客さま。
- ・ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅※6でエネファームを使用されているお客さま。

エコウィル※2を使っている

エコウィル コプラン

がおトク！

【家庭用コージェネレーションシステム契約】

■おトク度(一般料金との比較)

一般料金	約6,000円/月
エコウィルプラン	約6,000円/月 おトク!

28% OFF!

※100㎡/月使用の場合

■料金プランおトク期間

1年中おトク!

1月 12月

■対象機器

家庭用コージェネレーションシステム



【適用条件】

- ・専用住宅または併用住宅でエコウィルを使用されているお客さま。
- ・ガスエンジン・ガスタービン等の定格発電出力(機器容量)が5kW未満であること。

ガス温水暖房システム※3を使っている

ぬぬく プラン

がおトク！

【ガス温水暖房契約】

■おトク度(一般料金との比較)

一般料金	約4,400円/月
ぬぬくプラン	約4,400円/月 おトク!

21% OFF!

※100㎡/月使用の場合

■料金プランおトク期間

さらに
おトク!

1年中おトク!

さらに
おトク!

1月 4月 12月

12月~4月はさらに
おトク!

■対象機器

ガス温水暖房システム



ガス温水浴室暖房乾燥機 ガス温水床暖房
ガス温水ルームヒーター ガス温水パネルヒーター

※いずれか1つをご使用されている場合、適用されます。

【適用条件】

- ・専用住宅または併用住宅でガス温水暖房システムを使用されているお客さま。
- ・ガスメーターの能力が6立方メートル毎時以下で床暖房を業務用途で使用されているお客さま。

暖房機器※4を使っている

速暖プラン

がおトク！

【家庭用ガス暖房契約】

■おトク度(一般料金との比較)

一般料金	約3,200円/月
速暖プラン	約3,200円/月 おトク!

15% OFF!

※100㎡/月使用の場合

■料金プランおトク期間

速暖プラン 一般料金

1月 4月 12月

12月~4月がおトク!

■対象機器

暖房機器



ガストーブ ガスファンヒーター
ガスFF暖房機 ガス暖炉

※いずれか1つをご使用されている場合、適用されます。

【適用条件】

- ・専用住宅または併用住宅において、居室※7で暖房機器を使用されているお客さま。
- ・ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下のお客さま。
- ・お支払い方法が、口座振替またはクレジットカード払いのお客さま。

使っていない

一般料金

ガス機器のご利用にかかわらずお申し込みいただける料金です。

2021年1月~

冬期(1月~3月)の
基準単位数料金が
おトクになります!

※1ヵ月のご使用量が26㎡以上から基準単位数料金が
おトクになります。

わたしの家に
ピッタリの
ガス料金があって
良かった!



詳しくは
裏面の料金表を
ご覧ください

※1「家庭用燃料電池(エネファーム)」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し電気化学反応によって連続的に発電を行う装置であって、定格発電能力が1.5kW以下のものをいいます。 ※2「家庭用コージェネレーションシステム(エコウィル)」とは、都市ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。 ※3「温水暖房システム」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機により、設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。また、床暖房とは、エネルギー源として都市ガスを使用する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房(温風暖房を除く)を行うシステムをいいます。 ※4「暖房機器」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。 ※5「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。 ※6「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。 ※7「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、台所・洗面所・住宅内の廊下を含みます。